

山梨県 ヤングケアラー支援計画
(素案)

2022年11月

山梨県

目 次

1	計画の概要.....	1
(1)	計画策定の趣旨.....	1
(2)	ヤングケアラーの定義.....	1
(3)	計画の性格と位置づけ.....	3
①	位置づけ.....	3
②	性格.....	3
(4)	計画期間.....	3
2	ヤングケアラーを取り巻く状況.....	4
(1)	山梨県内の人口等.....	4
①	山梨県内の子ども・人口の推移.....	4
②	ケアを必要とする人等の状況.....	5
(2)	山梨県内のヤングケアラーの状況.....	6
①	ヤングケアラーに関する実態調査の概要.....	6
②	ヤングケアラーに関する実態調査の結果.....	7
(3)	実態調査等からみたヤングケアラーの課題.....	16
3	計画理念.....	18
(1)	計画の理念.....	18
(2)	基本的な視点.....	19
4	施策体系・施策展開.....	20
(1)	施策体系.....	20
(2)	施策の展開.....	21
5	計画の進捗管理・推進体制.....	25
(1)	ヤングケアラー支援ネットワーク会議への報告・点検.....	25
(2)	計画の推進体制.....	25
①	県民一体となって推進.....	25
②	国、市町村との連携.....	25
③	全庁的な推進.....	25

Ⅰ 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

令和3年度に実施した、小学校6年生から高校生までの全児童・生徒を対象とした実態調査では、世話をしている家族が「いる」と回答した子どもの割合が全体の6.1%と、およそ16人に1人がヤングケアラーに該当する可能性があることが明らかとなっています。また、ヤングケアラーは、周囲からわかりづらかったり、子ども本人が、自身の置かれている状況を客観的に捉え、周りに相談したり、助けを求めている子どもも多くいることもわかってきました。

一方で、ヤングケアラーは、家族の世話をすることで、健康や学校生活などにも影響がでてきていることや、何よりも、子どもが子どもらしく過ごす大切な時間や子どもの権利が守られていないことが、山梨県だけでなく、全国的に大きな課題と認識されつつあります。

「ヤングケアラー」という言葉は、徐々に知られつつありますが、言葉の意味やその背景までを含めて正しく理解している人はまだまだ少ない状況にあります。

そのため、山梨県では、県民全体で、ヤングケアラーを見守り、支えていけるよう、令和4年3月に「やまなし子ども条例」を制定し、その中で、ガイドラインで示している支援の在り方を含むヤングケアラー支援の方向性を具現化し、着実にヤングケアラーの支援を広めていくため、「ヤングケアラー支援計画」の策定を行うこととなりました。

(2) ヤングケアラーの定義

「ヤングケアラー」は、法令上の定義がありません。しかし、「ヤングケアラー」を理解するためには、定義が必要です。

今後さまざまな場面で「ヤングケアラー」の言葉を使用されることが想定されることから、子どもから大人までわかりやすく伝えていく必要があります。特に当事者である子どもたちには、年齢に応じて理解しやすい方法・ツールなどを使ってわかりやすく伝えていく必要があります。

本計画においては、「子どもの権利条約」の4つの原則を踏まえるとともに、できるだけ子どもにもわかりやすく・易しい言葉を使うとともに、イラストなどで説明を補完し、子どもから大人まで、あらゆる世代の人が正しく理解を促すような言葉を用いることとします。

また、国や山梨県をはじめさまざまなところで使われている、「ヤングケアラー」の定義や説明文をふまえ、本計画では、「ヤングケアラー」の定義を

「本来大人が担うとされる家事や家族の世話を日常的に行うことで、子ども自身の権利が守られていない子ども」*

とします。

- ・ ※ここでの「子ども」とは「18歳に達する日以後の
- ・ 最初の3月31日までにある子ども」をいいます



(参考資料)

「子どもの権利条約」

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」4つの原則

生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。



資料：公益財団法人 日本ユニセフ協会 HP https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

(3) 計画の性格と位置づけ

① 位置付け

本計画はやまなし子ども条例 第22条に基づき策定し、ヤングケアラーの支援に関する基本方針を示すとともにその方針に基づく具体的な施策等を定め、本県のヤングケアラーに係る施策を総合的に推進するための計画です。

第22条 県は、ヤングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定します。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めます。

(1)ヤングケアラーの支援に関する基本方針

(2)ヤングケアラーの支援に関する具体的施策

(3)前2号に掲げるもののほか、ヤングケアラーの支援に関する施策を推進するために必要な事項

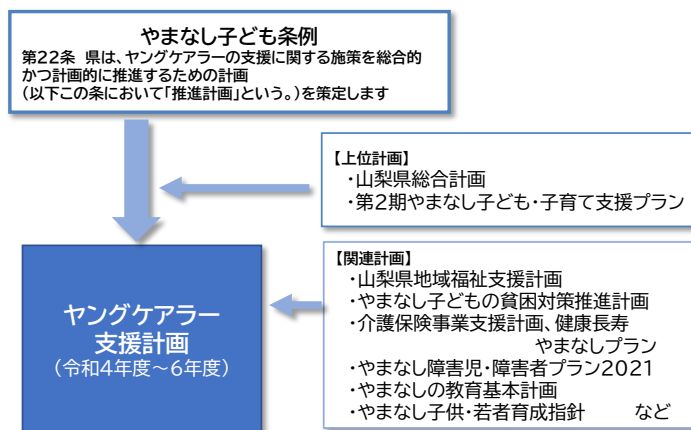
3 県は、推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表します。

② 性格

国の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」とりまとめ報告において、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むこととしており、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行い、社会的認知度を高めることをもってヤングケアラーの普及推進することとしています。

本計画は、山梨県「やまなし子ども・子育て支援プラン」(令和2年度～令和6年度)の部門計画として位置付けます。また、国の方針や県内の各種計画等と整合を図りながら、施策展開を図ります。

<ヤングケアラー支援計画の位置付け>



(4) 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和6年度の3年間とします。

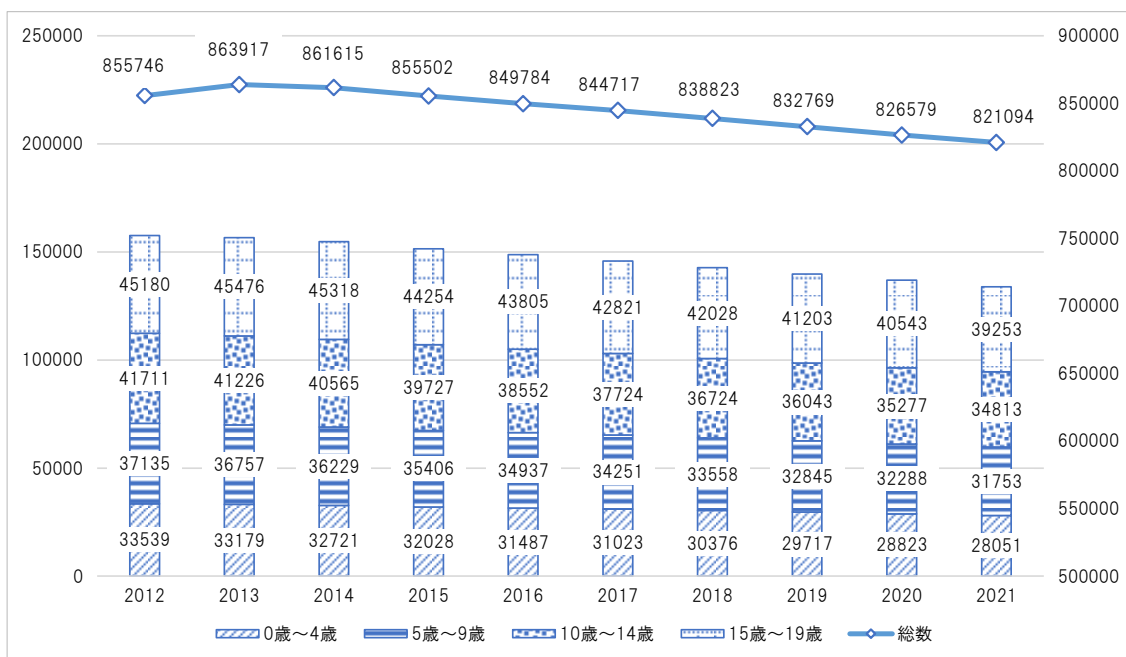
2 ヤングケアラーを取り巻く状況

(1) 山梨県内の人口等

① 山梨県内の子ども・人口の推移

本県の総人口は平成13年ごろをピークに、年々減少しており、平成26年ごろをピークに減少に転じた全国よりも一足早く、人口減少に転じています。このような中、子どもの人口も年々減少しています。

図表1 山梨県の人口および子どもの人口の推移



		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
山梨県	子どもの人口(万人)	16	16	15	15	15	15	14	14	14	13	13
	総人口(万人)	86	86	86	86	85	84	84	83	83	82	82
全国	子どもの人口(万人)	2,278	2,283	2,277	2,254	2,238	2,218	2,195	2,169	2,141	2,104	2,066
	総人口(万人)	12,666	12,837	12,844	12,823	12,807	12,791	12,771	12,744	12,714	12,665	12,593

資料:住民基本台帳(各年1月1日)

② ケアを必要とする人等の状況

本県における、令和2年の身体障害者手帳交付者数は25,376人、療育(知的)手帳交付者数は7,088人です。また、要介護認定者数は40,687人(令和3年3月現在)、県内に住む外国籍の人は、16,716人います。

全国に比べて、手帳の交付数、要介護認定者数、外国籍の人の数はやや低いことやこれらの人がすべて子どもと一緒に住んでいるわけではないですが、県内には直接的な介助や通訳や見守りなどの支援が必要な人などがいます。

図表 2 身体障害者手帳交付者数・療育手帳交付者数

	0歳～5歳	6歳～11歳	12歳～14歳	15歳～17歳	18歳以上	免疫障害	総数
身体障害者手帳交付者数	90	152	82	92	24,881	79	25,376

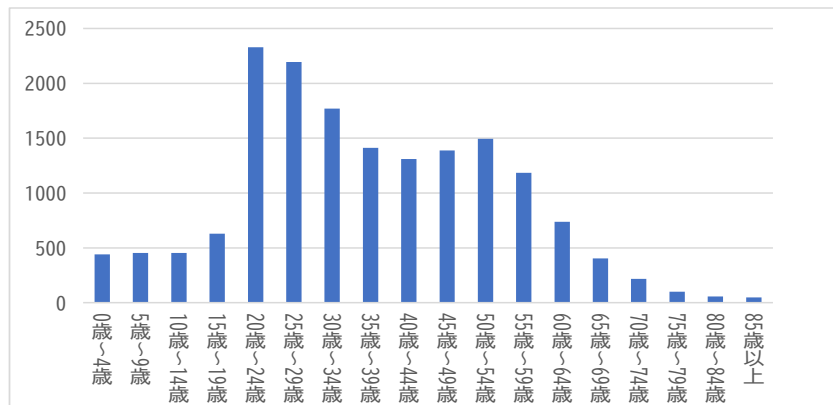
	18歳未満	18歳以上	総数
療育(知的)手帳交付者数	1,467	5,621	7,088

図表 3 0-17歳人口に占める身体障害者手帳交付者数・療育手帳交付者数・要介護認定者数の割合

	山梨県	全国
身体障害者手帳交付者数(令和2年度)	21.0%	26.1%
療育手帳(知的)交付者数(令和2年度)	5.9%	6.2%
要介護認定者数(令和3年3月末)	34.4%	36.4%

資料:(全国: 令和2年度 福祉行政報告例・厚生統計要覧(令和3年度)・介護保険事業状況報告(暫定) 令和3年3月分(第1号被保険者数、認定者数等)総人口は住民基本台帳各年1月1日)

図表 4 年齢区分別 県内在住の外国籍の人の状況



図表 5 総人口に占める外国籍人口の割合(年齢区分別)

	総人口	0歳～4歳	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳
山梨県	2.0%	1.6%	1.4%	1.3%	1.6%	5.8%	5.9%	4.6%	3.2%	2.6%
全国	2.2%	1.9%	1.6%	1.2%	1.6%	6.6%	6.9%	5.3%	3.6%	2.6%

	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳以上
山梨県	2.3%	2.6%	2.1%	1.4%	0.7%	0.3%	0.2%	0.2%	0.1%
全国	1.9%	1.9%	1.7%	1.2%	0.8%	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%

資料:住民基本台帳(令和3年1月1日)

(2) 山梨県内のヤングケアラーの状況

① ヤングケアラーに関する実態調査の概要

対象	調査の概要	実施年度
子ども調査 小学6年生、中学生、高校生	県内の学校に在籍する対象者全員に対して、ヤングケアラーの実態や認知度などを把握	令和3年度 令和4年度
保護者調査	ヤングケアラーの認知度や日常の地域活動等でのヤングケアラーへの関わりや今後の関わり意向等を把握	令和4年度
一般県民調査		令和4年度
県政モニター調査		令和4年度
支援者調査(子どもの支援者) 学校、養護教諭、スクールソーシャルワーカー(SSW)・スクールカウンセラー(SC)、要保護児童対策地域協議会(要対協)、子どもの居場所運営事業者(子どもの居場所)	日常のヤングケアラーへの関わりや関わりの中での課題、今後の取り組みの意向や必要な支援等を把握 また、SSW、SC、養護教諭、子どもの居場所運営事業者の方のワークショップを行い、多職種での連携等の在り方等についての意見交換を実施	令和3年度 (学校、要対協、子どもの居場所) 令和4年度(養護教諭、SSW、SC、子どもの居場所のみ)
支援者調査(家族の支援者) 地域包括支援センター専門職、生活困窮者自立支援専門員、生活保護ケースワーカー、障害者相談支援専門員、精神保健福祉士、民生委員・児童委員		令和3年度

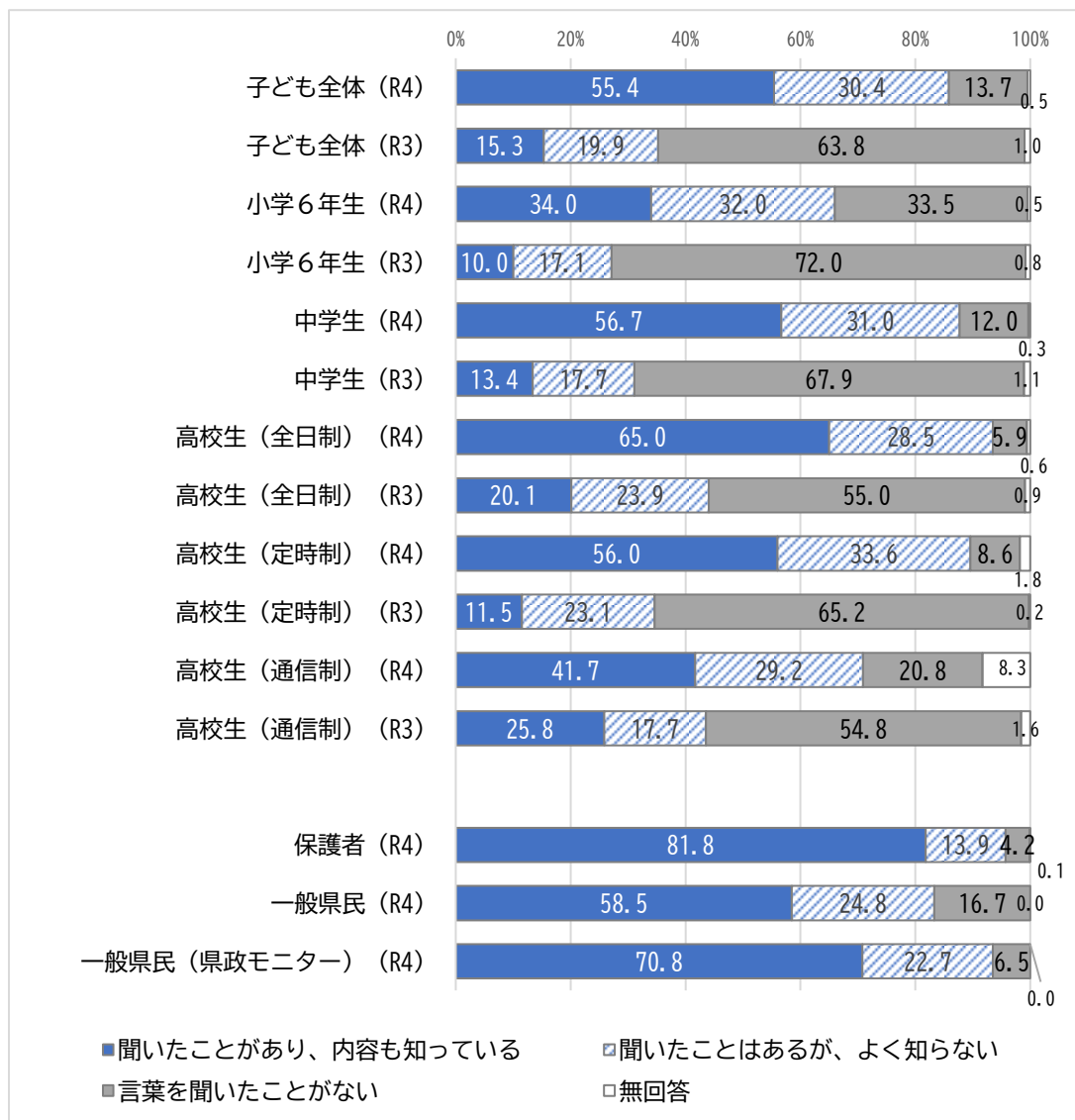
② ヤングケアラーに関する実態調査の結果

【ヤングケアラーの認知度】

ヤングケアラーについての認知度は令和3年度から4年度にかけて、「言葉を聞いたことがない」と回答した子どもの割合が63.8%から13.7%と大幅に減少しました。内容についても「知っている」と回答した子どもの割合は、小学生では約3割程度ですが、中学生以上では半数以上が理解し、全体でも55.4%と半数を超えており、認知度は高くなっています。

保護者や一般県民においても、内容についても「知っている」人が約6~8割と、概ね「ヤングケアラー」の認知度は高くなっています。

図表 6 ヤングケアラーの認知度



【ヤングケアラー（「お世話をしている家族がいる」と回答した子ども）の状況】

ヤングケアラーに該当する子どもの状況について、令和3年度の調査では、お世話をしている家族がいると回答した子どもは2,437人（全体の6.1%）と、およそ16人に1人の割合であることが明らかになっています。全国調査の学年別の状況とほぼ同様の傾向となっています。

令和3年度の子ども調査によると、お世話を必要としている人については、どの学年も「きょうだい」が高く、特に小学生で高くなっています。全国調査と比べると、おおむねどの学年も、「父母」、「祖父母」「きょうだい」をあげる割合が低くなっています。また、世話をしていることでの大変さについては、どの学年の半数前後が「特にきつさは感じていない」としています。また、全国調査と比べると、身体的、精神的、時間的それぞれにきついとあげる子どもはやや低い傾向にあります。

令和3年度の調査では、お世話をしている家族がいると回答した子どもの結果により、ヤングケアラーの状況を示してきましたが、実際にヤングケアラーに該当する（思われる子どもを含む）状況を示すには、子ども自身のヤングケアラーとしての自己認識の状況、ヤングケアラーの認知度、悩みごとの状況（家族のことや自分の時間が取れないことなど）、健康状態などを踏まえた検証が必要となります。

図表 7 「家族のお世話をしている」と回答した子どもの割合

	山梨県 (令和3年度調査)	全国調査	備考
子ども全体	6.1%	—	
小学生	5.8%	6.5%	令和3年度調査
中学生	8.1%	5.7%	令和2年度調査 中学2年生のみ
高校生(全日制)	3.5%	4.1%	令和2年度調査 高校2年生のみ
高校生(定時制)	6.8%	8.5%	令和2年度調査 高校2年生相当のみ
高校生(通信制)	9.7%	11.0%	令和2年度調査

図表 8 世話をしている人の割合（複数回答）

（単位：％）

	小学生		中学生		高校生(全日制)		高校2年生(全日制)	高校2年生制相当(定時制)	高校生(通信制)
	山梨県	全国調査	山梨県	全国調査	山梨県	全国調査	全国調査	全国調査	全国調査
父母	15.2	—(※)	18.7	23.5	12.1	29.6	35.5	32.7	
祖父母	16.8	—(※)	18.5	14.7	23.4	22.5	16.1	22.4	
きょうだい	40.2	71.0	33.8	61.8	21.6	44.3	41.9	42.9	

※令和3年度の全国調査では、お世話を必要としている人で父母、祖父母の集計がない

図表 9 世話の大変さ（複数回答）

（単位：％）

	小学生		中学生		高校生 (全日制)	高校2年生 (全日制)	高校2年生 制相当 (定時制)	高校生 (通信制)
	山梨県	全国調査	山梨県	全国調査	山梨県	全国調査	全国調査	全国調査
身体的にきつい	8.2	13.9	7.5	6.6	2.9	6.5	16.1	18.4
精神的にきつい	6.5	18.4	7.9	15.0	8.3	19.9	29.0	40.8
時間的余裕がない	6.3	14.6	5.6	16.0	6.0	16.9	25.8	34.7
特にきつさは感じていない	51.9	57.4	44.4	60.5	50.7	52.1	45.2	32.7

【ヤングケアラーの自己認識】

令和4年度の子ども調査において、自身がヤングケアラーにあてはまるか（「ヤングケアラー」としての自己認識）については、一部の高校生を除き、令和3年度調査と比較して、「あてはまる」と回答した子どもの割合は、全体で1.5%から0.8%に減少しています。一方で、「わからない」と回答した子どもの割合は、全体で、前年の12.8%から15.7%に増加しています。

図表 10 「ヤングケアラー」としての自己認識（単位：％）

		全 体 子 ど も	小 学 生	中 学 生	高 校 生 (全 日 制)	高 校 生 (定 時 制)	高 校 生 (通 信 制)
自身がヤングケアラーにあてはまる	令和3年度	1.5	1.4	1.4	1.4	6.6	1.6
	令和4年度	0.8	1.2	0.8	0.6	1.7	8.3
	全国調査 (令和2年度)			1.8	2.3	4.6	7.2
わからない	令和3年度	12.8	10.7	15.1	10.6	19.0	14.5
	令和4年度	15.7	22.5	14.2	13.9	23.5	16.7
	全国調査			12.5	16.3	26.8	16.9
該当しない	令和3年度	84.8	87.3	82.4	87.1	74.0	80.6
	令和4年度	82.3	74.8	84.0	84.4	72.1	66.7
	全国調査			85.0	80.5	68.0	75.5

【身近にヤングケアラーと思われる子どもの有無】

保護者調査では、家庭において「ヤングケアラー」と思われる子どもがいるとするのは約1%、一般県民では、家族や親族にヤングケアラーと思われる子どもがいるとするのは約3% ※、「友人・知人やその子ども、子どものクラスメイト、近所の子ども」に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいるとしているのは約6%となっています。

※一般県民調査の数値による

図表 身近にいるヤングケアラーと思われる子どもの状況

	家庭や家族・親族	友人・知人やその子ども、 子どものクラスメイト、近所の子ども
保護者	1.4	6.0
一般県民※	3.3	6.4

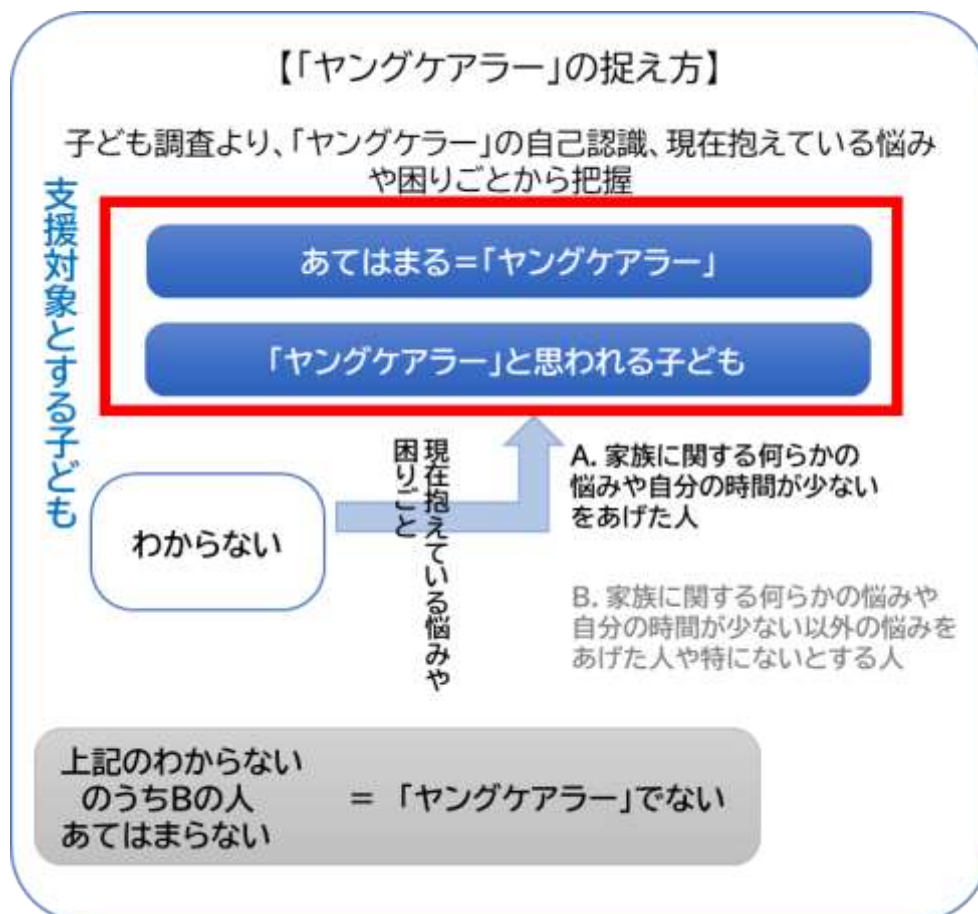
※一般県民は「一般県民調査」結果のデータによる

【ヤングケアラーの悩みごとの有無、健康状況、生活満足度】

令和4年度の子ども調査において、自身がヤングケアラーかの自己認識で「わからない」と回答した子どもについて、さらに分析を行ったところ、実際に家族のことや、自分自身に使える時間のことで悩んだり困ったりしている子どもが多くいることが明らかになりました。

本県では、本計画におけるヤングケアラー定義を、本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行うことで、子ども自身の権利が守られていない子どもとしています。

この結果をふまえ、自身が「ヤングケアラー」に「あてはまる」と回答した子ども及び、「わからない」と回答した子どものうち、「自分と家族との関係のこと」「家族内の人間関係のこと（両親の仲が良くないなど）」「病気や障がいのある家族のこと」「自分のために使える時間が少ない」のいずれか1つ以上選んだ子どもを「ヤングケアラー」と思われる子どもとし、本県の「ヤングケアラー」支援の対象に含めていくこととします。



図表 11 自身がヤングケアラーかの自己認識別 現在、悩んだり困っていること（複数回答）（単位：％）

		友人との関係のこと	校の成績など（学	勉強のこと（学	や進路のこと	しょうらいの夢	部活動のこと	ができなごい	じゆくや習い事	集金など	金のこと（学費、	学校に支払うお	をかうお金がたり	ないことなど	家庭のお金のこ
子ども全体	あてはまる	19.4	46.8	42.2	15.6	6.3	7.6	11.4							
	わからない	38.8	64.2	60.9	21.4	7.2	11.5	13.3							
	あてはまらない	13.8	39.7	35.4	9.3	1.2	1.8	1.7							
小学生	あてはまる	29.1	41.8	29.1	12.7	5.5	7.3	9.1							
	わからない	19.0	24.1	22.9	5.5	2.8	1.8	2.9							
	あてはまらない	14.5	16.2	19.2	4.4	1.5	0.8	1.1							
中学生	あてはまる	19.5	52.5	43.2	15.3	6.8	5.9	9.3							
	わからない	19.0	52.2	36.9	10.9	3.6	3.0	3.9							
	あてはまらない	15.7	44.0	34.8	9.3	1.4	1.0	1.4							
高校生(全 日制)	あてはまる	7.7	42.3	46.2	17.3	3.8	9.6	15.4							
	わからない	12.0	39.9	41.7	13.5	1.1	4.9	4.5							
	あてはまらない	11.4	45.8	46.2	12.4	0.6	3.2	2.1							
高校生(定 時制)	あてはまる	30.0	30.0	80.0	30.0	20.0	20.0	20.0							
	わからない	15.5	37.3	43.7	3.5	0.7	12.0	10.6							
	あてはまらない	12.6	34.4	46.6	7.8	0.9	4.8	3.4							
高校生(通 信制)	あてはまる	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0							
	わからない	25.0	50.0	50.0	0.0	0.0	25.0	0.0							
	あてはまらない	25.0	43.8	68.8	18.8	12.5	12.5	12.5							

		自分と家族との 関係のこと	仲が良くないなど	家族内の人間関 係のこと（両親の 仲が良くないなど）	ある家族のこと	病気や障がい のある家族のこと	い 自分のために使 える時間が少な い	特 に ない	そ の 他	無 回 答
子ども全体	あてはまる	18.1	13.9	12.2	11.8	29.1	0.8	1.7		
	わからない	50.5	38.5	16.0	35.9	1.4	0.0	0.0		
	あてはまらない	3.4	2.6	0.7	2.9	41.5	0.7	1.9		
小学生	あてはまる	16.4	10.9	12.7	12.7	29.1	3.6	0.0		
	わからない	8.0	5.6	2.3	4.3	50.0	2.2	2.5		
	あてはまらない	4.2	3.1	0.9	2.4	60.9	1.0	2.4		
中学生	あてはまる	16.9	11.9	10.2	11.0	30.5	0.0	2.5		
	わからない	10.6	8.3	3.5	6.4	33.0	0.9	1.8		
	あてはまらない	4.1	3.1	0.7	2.8	40.0	0.6	2.3		
高校生(全 日制)	あてはまる	19.2	19.2	13.5	11.5	28.8	0.0	1.9		
	わからない	6.5	5.7	2.1	7.3	35.9	0.9	1.2		
	あてはまらない	3.6	2.9	0.7	4.6	32.7	0.3	1.0		
高校生(定 時制)	あてはまる	40.0	30.0	20.0	20.0	10.0	0.0	0.0		
	わからない	11.3	4.9	4.2	10.6	31.7	2.1	0.0		
	あてはまらない	5.3	3.9	2.1	3.7	38.8	0.9	0.7		
高校生(通 信制)	あてはまる	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0		
	わからない	25.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0		
	あてはまらない	12.5	12.5	12.5	18.8	25.0	0.0	0.0		

ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した子どもの割合は全体で 0.8%、ヤングケアラーと思われる子ども（「わからない」と回答した子どものうち、悩みごとについて、上記に記載した家族に対する悩みがある、自分の時間がとれないと回答した子ども）の割合は全体で 2.8%と、本県のヤングケアラー支援の対象に含まれる子どもは、全体で 3.6%およそ 28 人に 1 人の割合となります。

ヤングケアラーや「ヤングケアラー」と思われる子どもについては、健康状態が「あまりよくない」、「よくない」とする子どもの割合が 1～2割おり、学年が上がるにつれ、高くなっています。

加えて、生活満足度についても、どの学年においても「ヤングケアラー」と思われる子どもの平均点が低くなっており、健康状態があまりよくないことや家族との関係などに困りごとを抱えている子どもが多いことから、子ども自身の守られるべき権利があることを伝えながら、「ヤングケアラー」であると声をあげてもよいということを含め、子どもの認識等に配慮しながらきめ細やかな対応が必要となります。

図表 12 家族の悩み等を考慮した「ヤングケアラー」、「ヤングケアラー」と思われる子ども

	全 体 子 ど も	小 学 生	中 学 生	(全 日 制) 高 校 生	(定 時 制) 高 校 生	(通 信 制) 高 校 生
ヤングケアラー	0.8%	1.2%	0.8%	0.6%	1.7%	8.3%
「ヤングケアラー」と思われる子ども	2.8%	3.1%	2.8%	2.3%	5.0%	8.3%

図表 13 「ヤングケアラー」、「ヤングケアラー」と思われる子ども別 自身の健康 (単位: %)

		よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない
子ども全体	ヤングケアラー	48.9	16.9	19.4	11.8	3.0
	ヤングケアラーと思われる子ども	26.5	19.6	35.3	16.0	2.2
	ヤングケアラーではない	62.7	16.3	17.7	2.8	0.4
小学6年生	ヤングケアラー	45.5	25.5	21.8	5.5	1.8
	ヤングケアラーと思われる子ども	37.7	14.4	34.9	11.6	1.4
	ヤングケアラーではない	64.7	15.5	16.9	2.4	0.4
中学生	ヤングケアラー	51.7	14.4	19.5	12.7	1.7
	ヤングケアラーと思われる子ども	24.1	22.6	35.2	15.3	2.3
	ヤングケアラーではない	62.6	16.4	17.8	2.8	0.4
高校生 (全日制)	ヤングケアラー	53.8	17.3	13.5	13.5	1.9
	ヤングケアラーと思われる子ども	24.9	17.4	36.8	18.9	2.0
	ヤングケアラーではない	62.4	16.4	17.9	2.9	0.4
高校生 (定時制)	ヤングケアラー	10.0	0.0	30.0	30.0	30.0
	ヤングケアラーと思われる子ども	16.7	20.0	26.7	30.0	6.7
	ヤングケアラーではない	54.7	19.0	21.2	4.2	0.7
高校生 (通信制)	ヤングケアラー	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0
	ヤングケアラーと思われる子ども	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
	ヤングケアラーではない	50.0	11.1	33.3	0.0	5.6

図表 14 「ヤングケアラー」、「ヤングケアラー」と思われる子ども別 生活満足度 (単位: 点/10 点満点)

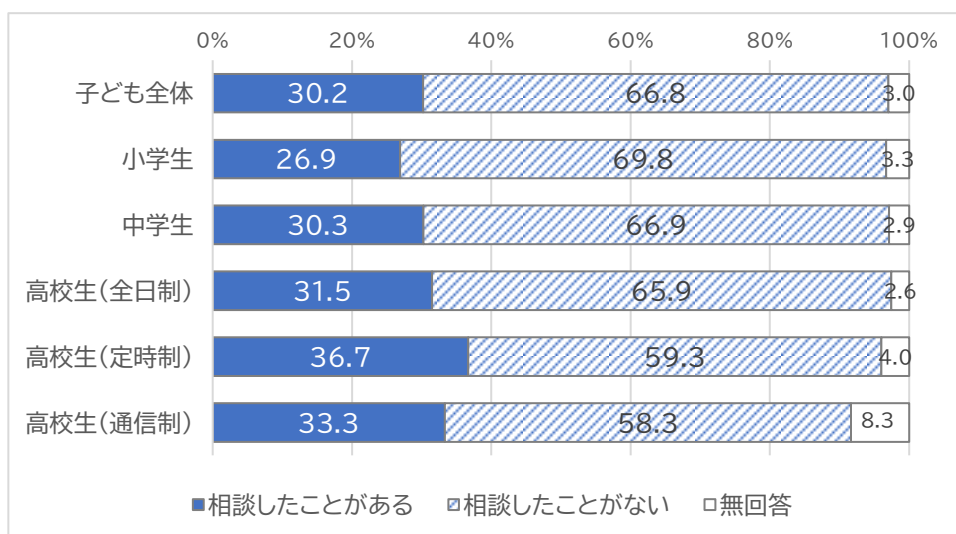
		平均点			平均点
子ども全体	ヤングケアラー	6.29	高校生(全日制)	ヤングケアラー	6.18
	ヤングケアラーと思われる子ども	5.02		ヤングケアラーと思われる子ども	4.96
	ヤングケアラーではない	7.42		ヤングケアラーではない	6.94
小学6年生	ヤングケアラー	6.13	高校生(定時制)	ヤングケアラー	4.56
	ヤングケアラーと思われる子ども	5.14		ヤングケアラーと思われる子ども	4.30
	ヤングケアラーではない	7.94		ヤングケアラーではない	6.64
中学生	ヤングケアラー	6.57	高校生(通信制)	ヤングケアラー	5.50
	ヤングケアラーと思われる子ども	5.08		ヤングケアラーと思われる子ども	3.50
	ヤングケアラーではない	7.59		ヤングケアラーではない	7.00

【相談のしやすさ (子ども全体)】

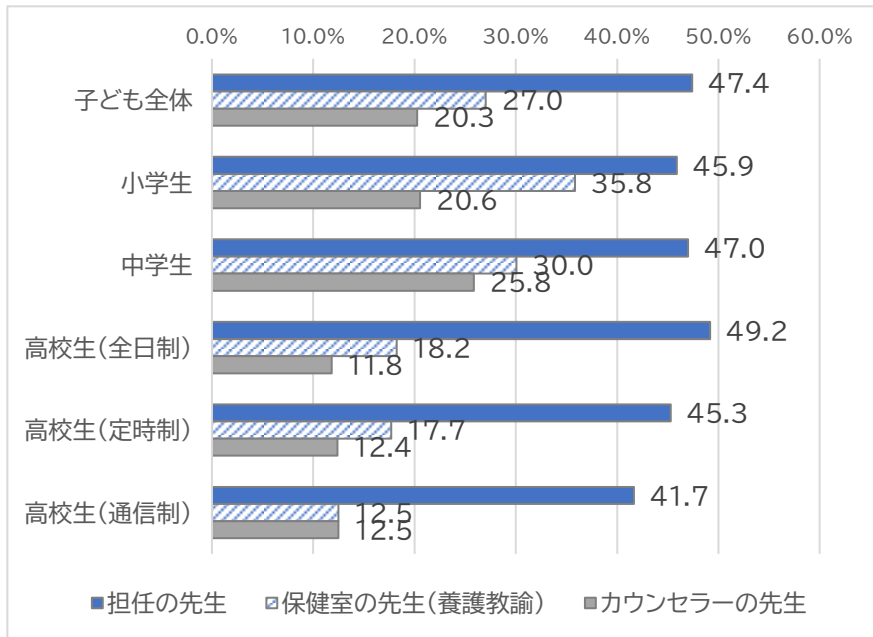
ヤングケアラーに関わらず、この1年で学校の大人へ相談した経験がある子どもは、全体で30.2%であり、学年が上がるにつれて、約27%から約37%と高くなっています。学校の大人のうち学級担任(担任の先生)、養護教諭(保健室の先生)、スクールカウンセラー(カウンセラーの先生)それぞれについて、相談のしやすさを聞いたところ、どの学年も相談しやすいとする割合が高いのは「学級担任」となっています。

一方、支援者調査(養護教諭、スクールカウンセラー)の調査によると、養護教諭の大半は保健室への在室状況について「常時在室」あるいは「多くの時間」在室、スクールカウンセラーの大半が「事前の予約は基本としながらも、当日の面談希望者への対応を行える」としており、学校の支援者の対応と子どもたちの意識にギャップが生じています。

図表 15 この1年で学校の大人へ相談した経験の有無



図表 16 学校の大人の相談のしやすさ（相談しやすいとする割合）



図表 17 養護教諭の保健室での在室状況 スクールカウンセラーの子どもの面談体制

	養護教諭		スクール カウンセラー
保健室には養護教諭が常時在室している	60.2%	すべて事前予約が必要	2.9%
養護教諭は多くの時間、保健室にいるが、不在にしている時間もある	35.0%	事前予約が基本だが、緊急時の飛び込みでの相談には対応	35.3%
養護教諭は多くの時間、職員室におり、必要に応じて保健室に行く	4.4%	事前予約に加え、当日希望者とも面談する	61.8%
その他	0.4%	事前予約は不要で、当日希望者とも面談する	0.0%

【相談窓口の認知度】

「電話相談窓口」や「相談支援センター（山梨県総合教育センター）」について、「知らない」と回答した子どもの割合は、6～7割、一般県民で約8割、「聞いたことがなく、利用したこともない」保護者の割合は半数となっています。子ども、大人に関わらず、「相談したことがある」とする人はごくわずかとなっています。また、相談したことはないが知っていると回答した子どもは、「電話相談窓口」では学年に関わらず、20.8～26.8%であるのに対し、「相談支援センター」は、小中高生は20.7～22.7%、高校生は5.5～8.3%と学年が上がるにつれ、認知度、利用度ともに低くなっています。世代を問わず、認知度を高めるとともに、相談しやすい環境づくりが求められています。

図表 18 相談窓口の認知度

(単位：%)

	電話相談窓口			相談支援センター		
	知っており、 相談したこ とがある	知っている が、相談した ことはない	知らない	知っており、 相談したこ とがある	知っている が、相談した ことはない	知らない
子ども全体	0.3	23.3	74.4	0.3	16.5	61.1
小学生	0.4	26.8	70.1	0.4	22.7	72.7
中学生	0.4	23.7	74.3	0.4	20.7	76.1
高校生(全日制)	0.1	20.9	77.2	0.1	7.3	33.6
高校生(定時制)	0.2	21.8	74.7	0.0	5.5	24.6
高校生(通信制)	0.0	20.8	66.7	0.0	8.3	29.2
一般県民調査	0.5	15.5	84.1	0.7	20.3	79.0

	電話相談窓口			相談支援センター		
	知ってい て、利用し たことがあ る	聞いたこと があるが、 利用したこ とはない	聞いたこと がなく、利 用したこと もない	知ってい て、利用し たことがあ る	聞いたこと があるが、 利用したこ とはない	聞いたこと がなく、利 用したこと もない
保護者	0.1	50.0	49.1	3.0	56.1	40.0

【広報・啓発】

令和4年1月に本県が公開したヤングケアラーを理解し、相談を促進するための動画「山梨コネクトヤングケアラー」を見たことのあると回答した子どもは、高校生(通信制)を除いておおむね5%前後、となっています。また、一般県民は約5%、支援者においても、約7~32%となっています。動画を見たことのある子どもに対し、動画のわかりやすさについて、聞いたところ、全体で約8割の子どもがわかりやすいと回答しており、小学生から高校生まで学年による差はありませんでした。ヤングケアラーを理解するためにわかりやすい動画であることから、今後一層、多くの人に視聴してもらえるような工夫が必要です。

図表 19 YouTube「山梨コネクトヤングケアラー」の視聴の有無 「見たことのある」割合

子ども 全体	小学生	中学生	高校生 (全日制)	高校生 (定時制)	高校生 (通信制)
6.7%	5.9%	6.6%	7.3%	4.6%	16.7%
一般県民	スクールソ シャルワーカー	スクール カウンセラー	養護教諭	子どもの 居場所	
4.8%	25.0%	14.7%	6.6%	32.3%	

図表 20 YouTube「山梨コネクトヤングケアラー」の視聴 「わかりやすい」割合

子ども 全体	小学生	中学生	高校生 (全日制)	高校生 (定時制)	高校生 (通信制)
78.8%	78.4%	79.7%	78.6%	50.0%	75.0%

(3) 実態調査等からみたヤングケアラーの課題

	現状	課題
子ども調査	<p>【令和3年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ヤングケアラーの認知度は、聞いたことがないと回答した子どもがおおよそ6割以上だが、全国と比べて、認知度は1~2割程度高く、特に高校生の認知は43.8%。 ■世話をしている家族が「いる」のは、全体の6.1%で全国とほぼ同様であるが、中学生は全国を上回り、高校生は下回っている。 ■自分が「ヤングケアラー」であることを自覚している児童・生徒は、全体の1.5%と全国と同様の傾向。 	<p>【令和3年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お世話についての相談経験があると回答した割合は約1割と全国水準を下回っている。 ・学校や大人に求める支援について、「特にない」と回答した割合が全国同様に最も高いが、「自分の今の状況の話を聞いてほしい」、「進路・就職相談」などの相談支援や「学習サポート」など支援が求められている。
	<p>【令和4年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ヤングケアラーの認知度について、内容まで知っているとは回答した子どもは、全体で昨年度の15.3%から55.4%と大幅に増加。(小学生は3割) ■自身がヤングケアラーとする子どもは、全体で0.8%、昨年と比較して減少したが、「わからない」との回答が増加。 ■中高生の半数以上が何らかの悩みや困りごとがあるものの、学校で大人に相談しているのは、約3割。担任の先生が相談しやすい子どもが約5割。 ■外部の相談窓口の認知度は低く、利用はほとんどない。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>学校を含め相談のしやすい体制の充実</u> <ul style="list-style-type: none"> ・学校で担任やそれ以外の相談者を増やす他、外部の相談できる場・機会は安心して相談できることを知らせ、子ども達の困りごとへの適切な対応につなげる。 ✓ <u>「ヤングケアラー」の正しい理解の促進と支援策の周知</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーへの正しい理解のため、わかりやすい啓発・周知を行うとともに、助けを求めやすくできるよう、相談先やヤングケアラーへの支援の周知を進める。
保護者調査	<ul style="list-style-type: none"> ■「ヤングケアラー」の認知度は高いが、相談窓口の認知度は約5割。 ■「ヤングケアラー」のいる家庭が求める支援は<u>家事負担が軽減するサービスの充実</u>や子どもの<u>勉強のサポート</u>。 ■「ヤングケアラー」と思われる子どもに気づいたときは、まず<u>状況を聞き、学校へ相談</u>する人が大半。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>「地域の大人」として地域の子どもの見守りやすい環境を</u> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り・日常的な声掛けなど、「気づき」につながる行動を地域でとりやすくなる環境・雰囲気醸成が、日常的な子どもの見守りにつながる。 ✓ <u>「ヤングケアラー」を発見した後の第一歩の行動に向けた周知を</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「気づき」から素早く支援・相談につなげられるような相談機関・窓口を「地域

	現状	課題
		の大人」に周知することが、「気づき」と「支援」の充実につながる。
一般県民調査 / 県政モニター調査	<p>■「ヤングケアラー」の認知度は高いが、内容まで知っている人は半数強。多くの方は「テレビ」が情報源。若者は Web サイトや SNS なども多い。</p> <p>■身の回りに「ヤングケアラー」と思われる子どもがいるとするのは3～6%程度（一般県民調査）。</p> <p>■自身が参加する活動として「ヤングケアラー」と思われる子どもへ関われることは、<u>見守り・声掛け、話をきく、関係機関へ相談</u>が多い。</p>	<p>✓<u>多様な媒体を通じた「ヤングケアラー」の正しい理解の促進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な媒体を通じて、正しいヤングケアラーの理解を進め、地域でのヤングケアラーの支援者の増加につなげる。 <p>✓<u>身近な地域活動を通じて「ヤングケアラー」の支援の意識の醸成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の日常的な地域活動が、「ヤングケアラー」への見守り・日常的な声掛けなどの重要な支援を担うことを理解し、地域全体で支える意識の醸成につなげる。
支援者調査	<p>【令和3年度調査】</p> <p>■「ヤングケアラー」の言葉の認知度は高いが、全国同様に内容について詳細に認識している割合は低い。</p> <p>■ヤングケアラーが「いる」と回答したのは、学校では約 2 ～4 割、要対協では約半数、子どもの居場所運営者では 7 割、家庭の支援者では 最大で3割程度。</p> <p>■学校を含む支援者は、連携した取り組みを行っているものの、子ども食堂や民生委員といった 地域の支援者と のつながりが低い傾向。</p>	<p>【令和3年度調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの認知のための支援者における必要な知識や技術習得が必要である。 ・複数の関係機関の連携強化による子どもの家庭環境や学校・生活状況の情報共有を図る。 ・各支援機関の所管や役割の明確化を図る。 ・子どもの意思を尊重した支援や相談しやすい環境づくりを進める。
	<p>【令和4年度調査】</p> <p>■養護教諭や子どもの居場所支援者は「ヤングケアラー」への関わりは2割程度。</p> <p>■学校での支援者や子どもの居場所支援者など、多職種が交流できる場が必要。さらには、連携強化を求める声が多い。</p> <p>■養護教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど専門職として、子どもの SOS を見逃さないといった思いが大きい。</p>	<p>【令和4年度調査】</p> <p>✓<u>事例研修や SV 機能の強化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を通じた研修を行うことで「ヤングケアラー」に接したことのない支援者の理解を深めるとともに、支援者のスーパーバイザー(SV)機能を強化し、支援者の相談に適切に対応する。 <p>✓<u>多職種での支援の強化(意識の醸成)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多職種が支援を行うことでヤングケアラー本人やその家族など、きめの細かな支援につなげる。

3 計画理念

(1) 計画の理念

前述にもありますが、本県においても子どもの実態調査において「ヤングケアラー」の存在が明らかになりました。子どもが家族の世話をすること自体は尊いことではあります。一方で、「ヤングケアラー」は、自分の時間を持つことができないことや、自分がしたいことができないだけでなく、日常の学校生活や健康面などへの支障がみられる子どももおり、そのような子どもたちに適切な支援を行うことが、喫緊の課題となっています。

本県では、令和3年度に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定し、ヤングケアラーの早期発見や適切な対応・関係機関の連携などを示し、ヤングケアラーへの支援の取り組みを進めてきました。

一方、「ヤングケアラー」への理解は年々進みつつあり、令和4年度の一般県民調査では半数の人が「ヤングケアラー」の内容を知っていますが、県全体で「ヤングケアラー」の支援を進めていくためにはさらに認知度を高めていく必要があります。また「ヤングケアラー」は家庭内の状況が周囲からわかりづらかったり、子ども本人や家族が「ヤングケアラー」との認識がなかったりするといったことから、見過ごされてしまう可能性があります。県民一人ひとりが「ヤングケアラー」について理解を深めるとともに、「ヤングケアラー」の状況に気づき・必要な支援につなげる・見守るという県民意識の醸成を図ることが必要です。また、子どもへは、「自分たちには守られるべき権利があること」や「周りの人に助けを求めてもよいこと」をわかりやすく伝え、「ヤングケアラー」本人の認識を促し、少しでも子ども自身がやりたいことができること、気持ちが軽くなるよう、一緒に考える人がいることを知らせていくことが求められています。

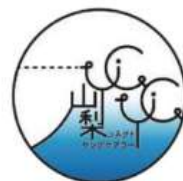
「ヤングケアラー」に対する支援は、子ども自身への支援だけでなく、ケアを必要とする家族やその他の家族全体の支援を行うことも重要です。また、「ヤングケアラー」はそれぞれが置かれている状況や、「ヤングケアラー」自身の意思などが異なることから、「ヤングケアラー」自身の意思を大切にしながら、ヤングケアラーやその家族に寄り添いながら支援を行うことが重要です。

そのためには、社会全体で様々な人や機関が重層的に支援していくことで、家庭の状況や育った環境に左右されることなく、すべての子どもが将来への希望や期待を抱き、その実現に向けて挑戦できるようにしていくことが求められています。

これらの想いを、本計画の基本理念として、「すべての子どもが夢に向かって挑戦できる やまなし ～ 気づいてつながろう 山梨コネクトヤングケラー」と定めるものとします。また、基本理念とともに、さまざまな人への理解を深めるため、ロゴマークとあわせて示していくこととします。

すべての子どもが夢に向かって挑戦できる やまなし
～ 気づいてつながろう

山梨コネクトヤングケラー ～



山梨コネクトヤングケラー
(Yamanashi Connect Young Carer)の
YC/Cをキャラクターのように見立て、手をつなぎ
人とのつながりを示したロゴマーク

(2) 基本的な視点

本計画の施策展開を図るにあたり、次のような視点で取り組みます。

子どもの育つ権利を守る視点

子どもは勉強したり、遊んだりして、もって生まれた能力を十分にのばして育つ権利を守れるよう、環境づくりを進めていくことともに、それぞれの子どもの権利が守られているか絶えず目配りします。

子どもや家族の意思を大切にする視点

子どもの権利を守ることは重要ですが、「ヤングケアラー」の支援を行う際には、今まで子どもが担ってきた役割などを否定することなく、子ども本人や家族の意思・意向を確認し大切にしながら、子どもや家族に寄り添いながら支援します。

子ども本人と家族を社会全体で支える視点

「ヤングケアラー」の子どもの支援は、子ども本人だけでなく、ケアを必要とする家族や他の家族の支援も求められることから、直接的な支援から地域の見守り・声掛けまで、様々な人や機関が関わりながら重層的に支援していけるよう、社会全体で支えていきます。

4 施策体系・施策展開

(1) 施策体系

基本理念

すべての子どもが夢に向かって挑戦できる やまなし
～ 気づいてつながろう 山梨コネクトヤングケアラー ～

基本的な視点

子どもの育つ権利を守る視点
子どもや家族の意思を大切にする視点
子ども本人と家族を社会全体で支える視点

施策1

ヤングケアラーへの理解の促進



施策2

ヤングケアラーを支援する人材育成・研修体制の充実



施策3

ヤングケアラー本人への支援の充実



施策4

ヤングケアラーやその家族を支える福祉サービスの充実や支援体制の構築・強化



(2) 施策の展開

施策1 ヤングケアラーへの理解の促進

「ヤングケアラー」の認知度は高まっていますが、支援を進めていくためにも、「ヤングケアラー」について、正しく理解をすることが重要です。子ども本人や家族の他、学校関係者や直接支援を行う専門職だけでなく、地域住民をはじめとする県民全体が「ヤングケアラー」への理解を深められるよう、施策展開を図ります。

【主な取組】

YouTube 等、さまざまな年代へ伝える広報の充実	「ヤングケアラー」という言葉だけでなく、その意味や背景などを正しく理解できるよう、インターネット(SNS、YouTube、TikTok)やテレビなどさまざまな媒体を活用しながら、広報の充実を図ります。 また、県のホームページにおいても、ヤングケアラーに関する取り組みや関係団体の情報など内容の充実を図り、県民に分かりやすく伝えていきます。
子どもへの啓発事業の展開	元ヤングケアラー等が学校に出向き、子ども・教職員に対するトークやディスカッション・ケースワークを開催するなど、子どもの年齢に応じて理解しやすい形で子どもへの啓発活動を進めます。(当面はモデル事業として取り組みを行い、取り組みの検証を行いながら、全県域へ広げていきます)
保護者や地域住民への啓発の充実	当事者だけでなく、地域の人々に「ヤングケアラー」を認知してもらえるよう、支援者や一般県民等を対象とした啓発フォーラムや講演会等、県民全体がヤングケアラーに関心をもち、地域全体で支えていくという意識の醸成を図れるよう啓発を進めます。

施策2 ヤングケアラーを支援する人材育成・研修体制の充実

「ヤングケアラー」は本人だけでなくケアを必要とする家族やその他の家族などがおり、一人ひとりが置かれている状況や困りごとや希望が異なることから、「ヤングケアラー」の支援には、さまざまな配慮が必要となります。そのため、学校関係者をはじめ、サービス提供など直接支援を行う専門職等がヤングケアラーについて正しく理解できるよう、研修体制を充実させていくとともに、地域住民等に対する研修等を行い、幅広く支援者の育成を進めます。

【主な取組】

ヤングケアラー・コーディネーターの養成	ヤングケアラーが適切なサービスにつなげられるよう、関係機関・団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職「ヤングケアラー・コーディネーター」を養成します。また、養成だけでなく、その後のフォローアップやヤングケアラー・コーディネーター同士のつながりを深め、ヤングケアラー・コーディネーターの資質向上につなげていきます。
学校教職員や専門職の研修体制の充実	学校教職員をはじめとする関係機関職員が発見から支援につなぐまでに配慮すべきことを含め、ヤングケアラーについて正しく理解し、本人や家族への支援につなげられるよう、さまざま

	まな機会を通じて研修を行います。また、支援者の困りごとや相談にアドバイスをできる体制もあわせて整備していきます。
ヤングケアラー支援ガイドラインの充実	ヤングケアラー支援ガイドラインが活用され、適切な支援や連携ができるよう、適宜ガイドラインを見直し、内容の充実を図ります。
出張講座等、地域住民等への研修の充実	ヤングケアラーへの理解を深め、支援に広く関わられるよう、出張講座やオンラインなどを活用し身近な地域・場所で研修ができるよう、多様なメニュー等を充実させていきます。

施策3 ヤングケアラー本人への支援の充実

アンケート調査等によると、「ヤングケアラー」本人は、自身がヤングケアラーかわからないとす
る人が多く、自身の置かれている状況や困りごとを客観的に把握できる子どもがまだまだ多くは
ありません。そのため、子ども自身の状況を客観的に見つめ、困りごとなどを一緒に考え、子ども
自身のやりたいことや希望ができるだけかなえられるよう、子ども本人の話に耳を傾け、意思を
尊重し、子どもに寄り添いながら、ヤングケアラー本人をさまざまな面からサポートできる体制づ
くりを進めます。

【主な取組】

電話や SNS 等、さまざまな媒体を利用した相談窓口の充実	「ヤングケアラー」が気軽に悩みなどを相談できるよう、対面や電話だけでなく SNS などさまざまな媒体の相談窓口を設け、子どもたちが自分で選んで相談できる体制を充実します。
民間等を活用した居場所支援の充実	子ども食堂や学習支援など子どもの居場所づくりがありますが、現在の居場所だけでなく、子どもが自分で選んで行ける居場所を、民間等を活用しながら広げていきます。 子どもがホッとできる場、子どもの話を聞いてくれる大人がいる場などにもなる居場所づくりの充実を図ります。
ピアサポート窓口の実施	同じ境遇の人に話を聞いたり、相談したりできるよう、ヤングケアラーが集える場所(子どもの拠り所)として、ピアサポート窓口を設置します。
伴走支援の導入に向けた検討	ヤングケアラーの話や悩みを聞いたりしてくれるような、子どもが信頼できる大人(メンター)を設け、ヤングケアラーの希望や状況に応じて必要な情報提供を行ったり、子どもや家族の希望によって必要な支援につなげたりできる伴走支援の導入に向けて検討を行います。
ヤングケアラーのレスパイトサービスの導入に向けた検討	ヤングケアラーが、家族のケアから離れ、安心して自分の時間が過ごせるよう、代わりに家族のケアサポートを行うレスパイトサービスの導入に向けた検討を行います また、さまざまな経験や体験ができたり、ホッとできる場で交流できたりする機会の創出に向けた検討も行います。
子どもの権利について理解するための機会の提供	子どもが自分自身の権利を守ることの重要性について理解するための子どもの権利擁護教育や、自他を敬愛する心を育むための教育を受ける機会の提供について、検討を行います。

子どもの権利擁護(アドボカシー等)推進のための支援体制の強化	子どもの権利侵害を守るため、子ども自身の意見を汲み取ることのできる救済制度となる窓口や支援委員会について、検討の上、設置を行います。
--------------------------------	--

施策4 ヤングケアラーやその家族を支える福祉サービスの充実や支援体制の構築・強化

ケアを必要とする家族やそれを支える家族全体を支援できるよう、既存のさまざまなサービスの充実を図るとともに、ヤングケアラーの家庭向けの新たなサービスの検討や現在提供されているサービス・支援などをつなぎながら、切れ目のない重層的な支援体制の構築を進めます。

【主な取組】

ヤングケアラー・コーディネーター、ヤングケアラー支援アドバイザーの配置	ヤングケアラーが適切なサービスにつなげられるよう、関係機関・団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職を配置します。
学校でのヤングケアラーの相談や支援体制の充実	「校内対応マニュアル」をもとに各学校において、ヤングケアラーの早期発見とともに、校内の確かな情報共有と関係機関との速やかな連携など、適切な対応をとれる体制づくりを進めています。 ヤングケアラーにとって一番身近な存在である学校が、安心して相談できる場となるよう、学級担任、養護教諭、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を含め、チームとして対応を進めていきます。
ヤングケアラー支援ネットワーク会議の開催	ヤングケアラーの包括的な仕組みづくりを検討するため、外部有識者や支援者で構成する会議を設け、支援策の検討を図ります。
多職種が集える場づくり	ヤングケアラーの支援が重層的に行えるよう、多職種の支援者が集い、情報共有や事例検討などを通して、つながりを広げていける場を作ります。
介護や障害、子育て等の福祉サービスの充実	地域偏在がなく、既存の福祉サービスが適切に利用されるよう、市町村や支援機関との連携により、福祉サービスの周知を図ります。また、ヤングケアラーの家庭向けの新たなサービスの検討を行い、多角的に支援を行えるように体制を整備していきます。
伴走支援の導入に向けた検討(再掲)	ヤングケアラーの保護者等家族の話や悩みを聞いたりしてくれる、メンターを設け、保護者等家族の希望や状況に応じて必要な情報提供を行う伴走支援の導入に向けて検討を行います。
日本語を母国語としない世帯への通訳支援の充実に向けた検討	日本語を母国語としない家族に対し、ヤングケアラーが担っている負担軽減を図るため、通訳支援のニーズの把握を行うなど、支援制度の導入に向けて検討を行います。

KPI (案)

		指標	現状		目標値
			(R3)	(R4)	(R6)
施策1	「ヤングケアラー」を正しく理解している人の増加	「聞いたこともあり内容も知っている」と回答する子どもの割合 (子どもの意識調査)	15.3%	55.4%	80%
		「聞いたこともあり内容も知っている」と回答する県民の割合 (県政モニター調査)		70.8%	80%
	自らが「ヤングケアラー」に該当するか「わからない」と回答する子どもの割合の減少	「ヤングケアラーに該当するからわからない」と回答する子どもの割合 (子どもの意識調査)	12.8%	15.7%	5%
施策2	ヤングケアラー・コーディネーターの増加	「ヤングケアラー・コーディネーター」養成研修修了者累計数(積上げ)	0名	名	60名
	ヤングケアラーについて正しく理解する専門職の増加	県が開催するヤングケアラー支援に関する研修への参加者累計数(積上げ)	30名	名	750名
施策3	家族のケアを担うことで、やりたいことができないとする子どもの減少	「ヤングケアラー※の生活満足度の上昇」 (子どもの意識調査) ※ヤングケアラー及び「ヤングケアラー」と思われる子ども		5.3点	7.3点
	ヤングケアラーがサポートを受ける機会の増加	ヤングケアラーに該当すると回答した子どものうち、家事や家族のお世話を他の人に「助けてもらっている」と回答した子どもの割合の増加 (子どもの意識調査)		52.3%	80%
施策4	ヤングケアラー・コーディネーターがさまざまな機関等をつなぐ事例の増加	ヤングケアラー・コーディネーターが様々な機関をつないだ件数の累計			検討中

5 計画の進捗管理・推進体制

PDCAサイクルを繰り返すことで、ヤングケアラー支援の取り組みを検証し、必要に応じて取り組み等を改善することにより、山梨県全体でヤングケアラーを支える意識を醸成していきます。

そのためにも、適宜計画の進捗状況を県民に知らせ、県民の理解と協力を求めています。

(1) ヤングケアラー支援ネットワーク会議への報告・点検

県では、毎年度、計画における各種取り組み等の進捗状況を点検・評価し、「子どもを守る山梨ネットワーク」会議の部会である、「ヤングケアラー支援ネットワーク会議」（令和3年9月設置）に報告し、必要な施策等の見直しを行います。

あわせて、進捗状況は広く県民に周知し、県民のヤングケアラーへ理解と支援の意識の醸成を図ります。

(2) 計画の推進体制

① 県民一体となって推進

ヤングケアラーへの支援は子ども本人だけでなく、ケアを必要な家族や、他の家族全体の支援が重要であり、重層的・継続的な支援が求められていることから、県全体でそれぞれが無理なくでき範囲の中で適切に支援し、それをつなげていくことが重要となります。

県、市町村、県民、保育・教育関係者、事業主等と相互に連携し、一体となった取り組みを推進します。

② 国、市町村との連携

国、県、市町村間で適切に役割分担を行いながら、一体となった取り組みを推進します。

③ 全庁的な推進

ヤングケアラーへの支援は子ども本人だけでなく、ケアを必要な家族や、他の家族全体の支援が必要であり、その支援は多岐にわたることから、各部局が連携し全庁を挙げて総合的な取り組みを推進します。